労審発第 1358 号 令和3年12月8日

厚生労働大臣

後藤 茂之 殿

労働政策審議会

会長 清家



雇用仲介事業に関する制度の改正について(建議)

本審議会は、標記について検討を行った結果、下記のとおりの結論に達した ので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、建議する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年12月8日

労働政策審議会 会長 清家 篤 殿

> 労働政策審議会 職業安定分科会 分科会長 山川 隆一

雇用仲介事業に関する制度の改正について

本分科会は、標記について検討を行った結果、下記のとおりの結論に達したので、報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年12月8日

労働政策審議会 職業安定分科会 分科会長 山川 隆一 殿

労働政策審議会 職業安定分科会 労働力需給制度部会 部会長 山川 隆一

雇用仲介事業に関する制度の改正について (報告)

本部会は、雇用仲介事業に関する制度の見直しについて、令和3年8月30日から同年12月8日までの間に計8回にわたり精力的に検討を深めてきた結果、下記のとおりの結論に達したので、報告する。

記

別添のとおり、厚生労働大臣に建議すべきである。